



中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会 (第10回) 及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する 小委員会 (第6回) における委員意見の概要

令和6年12月12日(木)

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）で御議論いただいた論点の全体像



- これまで御意見を頂戴した「**前回法改正事項の点検**」、「**環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進**」、「**その他の現行制度の課題への対応**」の3つの事項を柱として、**論点及び対応の方向性等の整理**を行った。

＜環境影響評価制度小委員会（第10回）（11月21日）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）（11月18日）において御議論いただいた事項＞

1. 前回法改正事項の点検

- － 論点1－1. 配慮書手続の在り方
- － 論点1－2. 報告書手続の在り方

2. 環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進

- － 論点2－1. 適切な立地環境への誘導による導入促進
- － 論点2－2. 小規模事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保
- － 論点2－3. リプレース事業に係る環境影響評価手続の合理化

3. その他の現行制度の課題への対応

- － 論点3－1. 環境影響評価図書の継続的な公開
- － 論点3－2. 戦略的環境影響評価
- － 論点3－3. 累積的環境影響
- － 論点3－4. スコーピングの強化による環境影響評価の合理化
- － 論点3－5. 環境影響評価法における新たな対象事業に関する検討
- － 論点3－6. 手続途中段階の風車の機種変更
- － 論点3－7. 環境影響評価に係る技術の向上
- － 論点3－8. 迅速な災害復旧・復興と環境配慮の確保の両立

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（1／9）



1. 前回法改正事項の点検

論点1－1. 配慮書手続の在り方

- 配慮書手続を維持していくことに賛同する。
- **位置・規模のみなし複数案**については、
 - ・ 配慮書手続が導入された当初は、想定されていなかった複数案のタイプだと思うが、方法書以降の手続において、環境影響を回避・低減する観点から、**順応的に適切な区域の絞り込み**がなされているのであれば、**効果的に機能している**と考えられるのではないかと。
 - ・ より効果的に環境配慮を確保するため、位置・規模のみなし複数案ではなく、**厳格な位置・規模等の複数案を設定すべき**ではないかと。位置・規模等の複数案を設定できないのであれば、明確な根拠を提示すべき。
 - ・ 地域との適切なコミュニケーションを推進し、早期段階から効果的な環境配慮を確保していくために、これまでの事例を詳細に分析の上、ガイドライン等において、事業実施想定区域から**除外すべき重要なエリア、許容される区域の広さの目安等の考え方を提示**していく必要があるのではないかと。
- **配慮書手続の実施が任意となる第二種事業**については、
 - ・ 環境配慮の観点から、適切な立地検討がなされるような**制度上の担保**が必要ではないかと。**配慮書手続の実施を義務化**することも考えられるのではないかと。
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度等の**ゾーニング制度の充実化**を図ることができれば、配慮書手続が実施されない場合であっても、**適正な環境配慮を確保**することが可能になるのではないかと。
 - ・ 判定を受ける際に実施される**簡易な環境影響評価**の実施を通し、**早期段階から環境配慮のための立地検討**を進めていくべきではないかと。
 - ・ **早期段階から、地域とのコミュニケーション**を図っていく仕組みが必要ではないかと。
- 地域との適切なコミュニケーションを推進する観点からは、事業者は、事業実施想定区域の選定に当たり、**環境保全上配慮すべきエリア等についてあらかじめ関係地方公共団体に相談**しておくことが有効ではないかと。
- 事業者が作成した配慮書のクオリティーを担保する観点から、**第三者が内容を適正に審査するプロセス**が必要ではないかと。

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（2／9）



1. 前回法改正事項の点検

論点1－2. 報告書手続の在り方

- 報告書手続を維持していくことに賛同する。
- **発電所に係る報告書を国が取得**できる仕組みについては、是非前向きに検討してもらいたい。
- 報告書は、なるべく**早期から公表**していくことが重要。報告書を**公表する時期について、明確な規定が必要**ではないか。
- 供用中や、設備の撤去時等において、**継続して報告書の作成**を求めていくことも考えられるのではないか。
- 報告書を公表・提出することが、事業者にとって**インセンティブになり得る仕組み**を検討してはどうか。
- 後続事業全体に係る環境影響評価の最適化、累積的環境影響の分析等を効果的に進めていくため、標準化された事後調査等の**データを国が一元的に管理し、情報をプールする仕組み**を設けることは重要。制度上の担保も検討すべき。
- 事後調査等の**データの一元的管理・分析**を進めていくに当たっては、**バードストライクが懸念される普通種の鳥類**の存在が明らかとなった場合、後続事業において当該鳥類についても環境影響評価の対象としていくことにより、**順応的な環境配慮の質の向上**が期待される。
- 事後調査等の**データの標準化**に係る検討を進めていくに当たっては、
 - ・生態系に係る調査手法等について、**生物多様性保全の観点**から、**森里川海のつながり**も意識の上、**環境省内の関係部局が連携し、検討**を進めていくことが重要ではないか。
 - ・累積的環境影響の懸念も念頭に、**景観影響も事後調査等の対象**としていく必要があるのではないか。
 - ・**稼働中にも継続して事後調査等**を実施していくことが重要ではないか。
- 国による報告書の公開、データの一元的管理・分析等の実施に当たっては、その**目的を明確化**しておくことが重要ではないか。

2. 環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進

論点2－1. 適切な立地環境への誘導による導入促進（1／2）

- 立地環境により想定される環境影響の程度に応じ、**陸上風力発電に係る環境影響評価手続の軽重を国が3段階に振り分けを行う制度案**については、
 - ・ 自然環境の保全に支障をきたすことなく、陸上風力発電を導入していくためには、事業の特異性も踏まえ、**陸上風力発電に特化した新しい環境影響評価制度の仕組み**があっても良いのではないかと。
 - ・ 国において**環境情報の基盤整備を進め、事例を積み重ね**ていくことにより、手続の軽重の振り分けを行うための**明確な基準・指標を策定**することができるのではないかと。
 - ・ 手続の軽重の振り分けに当たっては、**明確な基準・指標を策定することは難しい**ため、**行政が裁量をもって判断を行うような仕組み**が必要になるのではないかと。あわせて、行政の判断に対し、**異議申立て**ができる仕組みを設けることも選択肢の1つになるのではないかと。
 - ・ 具体的な基準・指標を仮定の上、実際に振り分けを行った場合、**どの程度の割合でそれぞれのコースに分類**されることになるのか、あらかじめ**シナリオを想定**しておくことも必要ではないかと。
 - ・ **法に基づく簡易な環境影響評価**の実施のみをもって、**条例による環境影響評価手続の対象外**と整理することは、**地方自治の観点から課題**があるのではないかと。振り分けに当たっては、**地方公共団体の意見を十分に考慮**する必要があるのではないかと。
 - ・ **地方公共団体等から懸念の声**が上がっている状況において、この制度案を**そのまま実現させることは、環境省としても難しい**のではないかと。
 - ・ **「著しい環境影響のおそれあり」と判定される事業は限定的**になると予想されることから、事業全体を通し、環境影響評価**手続の合理化**を推進することができるのではないかと。
 - ・ **諸外国では**、こうした**柔軟なスクリーニング**が行われることが一般的である。
 - ・ 今般明らかとなった課題も踏まえ、**継続して制度の実現に向けた検討**を進めていくべきではないかと。

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（4／9）



2. 環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進

論点2－1. 適切な立地環境への誘導による導入促進（2／2）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を始めとした**ゾーニングに係る制度**と、環境影響評価法に基づく**環境影響評価制度との連携を強化し、陸上風力発電の立地誘導を推進**していく案については、
 - ゾーニングにより、一定程度環境への配慮が確保されている事業については、環境影響評価手続の合理化を図るなど、何らかの**インセンティブ**を与えることにより、適切な立地誘導を推進することが可能だと思う。
 - **地域共生型の再生可能エネルギーを導入拡大し、生物多様性保全**を確保していく観点からも効果的ではないか。
 - こうした**既存の制度間の連携**を図っていくことは重要である。
 - 手続の軽重を国が振り分ける制度案の設計に当たり、これまで**検討を積み重ねてきた考え方等を効果的に活用**することができるのではないか。
 - ゾーニングを進めていくに当たっては、**環境保全上配慮すべきエリアの考え方**について、国、地方公共団体、事業者において、**共通認識を形成**していくことが必要ではないか。
 - **生物多様性保全上、配慮すべきエリア**を増やしていく必要があることにも留意が必要。
 - **地方公共団体によるゾーニングに対し、国の支援を強化**していくことも重要ではないか。
 - 地方公共団体による風力発電に係る促進区域の設定数が限定的である状況において、環境影響評価との連携を図ることにより、**本当に効果的な立地誘導を図ることができるか検討**が必要ではないか。
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域に限らず、地方公共団体が策定している**条例に基づくゾーニング制度との連携**も図っていくことが想定されるのではないか。
 - 法との連携を検討していくに当たっては、**市町村が実施する一般的なゾーニングは、運用上の取組**であることにも留意が必要。
- 国が環境保全上配慮すべき重要なエリアに関する**考え方や基準等をあらかじめ提示**しておくことにより、**事業者の予見性を高める**ことができるのではないか。
- 立地誘導を進めていくに当たって必要となる、環境保全上配慮すべき重要なエリアに関する**考え方や基準等**については、将来的な地球環境の変化等にも対応できるよう、**随時見直し**を行っていくことが重要。
- 効果的に立地誘導を進めていくためには、地方公共団体との意見交換を通じ、**環境影響評価法と環境影響評価条例の役割分担等**についても、**考え方の整理**を進めていく必要があるのではないか。
- 地域の意見を踏まえ、早期段階から効果的な立地誘導を進めていくためには、**各地方公共団体が地域住民とのコミュニケーション**を通じ、**適切な土地利用計画等の策定**を進めていくことも重要ではないか。

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（5／9）



2. 環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進

論点2－2. 小規模事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

- 第一種事業の規模要件が引き上げられたことにより、3.75万kW未満の事業が環境影響評価法の対象外となったが、このような**小規模な事業に係る環境配慮**をどのように確保していくかについて検討が必要ではないか。
- 風力発電については、
 - ・ 小規模であっても、立地環境によっては、環境影響の程度が大きくなる傾向にあること
 - ・ 法対象規模未満である1万kW～3.75万kWの事業でも、厳しい環境大臣意見が発出されているケースが一定数存在することを踏まえ、**第二種事業については、規模要件を引き下げ、生物多様性保全の重要性も鑑み、立地環境に応じて環境影響評価手続の要否をスクリーニング**できるような仕組みの検討が必要ではないか。
- 法の対象範囲が拡大された場合、環境保全の観点から、幅広い知見を有する国の審査がなされる案件数が増加することになるため、**条例の対象案件数が減少**することについて、地方公共団体として、**特段強い懸念はない**と考えられる。
- 第二種事業の規模要件を引き下げることにした場合、配慮書手続の実施が任意となる案件数が増加するため、適切な立地検討を進めていく上で課題となり得る。この点については、前述のように、**第二種事業**に関し、
 - ・ 環境配慮の観点から、適切な立地検討がなされるような**制度上の担保**が必要ではないか。**配慮書の実施を義務化**することも考えられるのではないか。
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度等の**ゾーニング制度の充実化**を図ることができれば、配慮書手続が実施されない場合であっても、**適正な環境配慮を確保**することが可能になるのではないか。
 - ・ 判定を受ける際に実施される**簡易な環境影響評価**の実施を通し、**早期段階から環境配慮のための立地検討**を進めていくべきではないか。
 - ・ **早期段階から、地域とのコミュニケーション**を図っていく仕組みが必要ではないか。
- 制度化は難しいと思うが、法や条例に基づく環境影響評価の対象とならない小規模な事業の実施に当たっても、**簡易な方法により自主的な環境影響評価の実施を奨励**していくことも重要ではないか。
- 環境影響評価条例の対象となる事業に対し、**国が地方公共団体へ意見する仕組み**を設けることも考えられるのではないか。

2. 環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進

論点2－3. リプレイス事業に係る環境影響評価手続の合理化

- リプレイス事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価を推進していく観点から、**地域の懸念が大きくなり、区域等に大きな変更がないリプレイス事業**について、**配慮書手続を適用除外**とし、**事業概要の提出・公表に代える方針**には賛同したい。
- リプレイス事業に係る環境影響評価手続の合理化に当たっては、近年**風車が大型化**していること、**入手できる風車が限定的**となってきたこと、**景観等の累積的な環境影響**が懸念されること、既設の発電所が設置される前から**周囲の環境が大きく変化している可能性**があること等についても、**留意が必要**ではないか。
- 配慮書手続が実施される段階では、リプレイス事業であっても、風車の機種、基数及び配置が決定されていない場合が多いことを鑑みると、**風車の大型化等に対する環境影響の懸念**については、配慮書手続段階ではなく、**それ以降の手続で配慮**していくことが適当ではないか。
- リプレイス事業であっても、アクセス道路の拡幅や作業ヤードの造成等に伴い、新たな土地改変が必要となる場合もあるため、**一律に配慮書手続を適用除外**とすることについては、**慎重な判断が必要**ではないか。
- 現に環境への影響が顕在化している発電所のリプレイスを進める際、配慮書手続が適用除外となった場合には、**環境大臣が早期に意見を发出できる機会が失われてしまうことにも留意**が必要ではないか。
- 2050年ネット・ゼロの実現に向け、風力発電に限らず、**幅広い事業種のリプレイスに係る環境影響評価手続の合理化**を検討してもらいたい。
- 配慮書手続を適用除外とする**事業種の対象は、それぞれの事業特性を考慮し、検討**していく必要があるのではないか。
- 配慮書手続の実施に代えて、事業概要の作成・公表を事業者に課す場合、意見聴取が実施されないため、**地域との適切なコミュニケーションを進めていく観点から、課題**になり得るのではないか。
- 既設の発電所に係るモニタリング等を実施し、**環境影響の懸念が小さいことを説明できる場合**において、リプレイス事業に係る環境影響評価手続の合理化を図っていくという仕組みも考えられるのではないか。

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（7／9）



3. その他の現行制度の課題への対応

論点3－1．環境影響評価図書の継続的な公開

- 環境影響評価図書の継続公開に係る制度化については、**様々な公益の観点から、積極的に検討**を進めるべきである。
- 環境影響評価図書が科学的視点に立脚し作成された成果物であることを踏まえれば、「オープンサイエンス」、「オープンデータ」の考え方に則り、**事業者は、自主的に図書の公開を進めていくべき**である。
- 環境影響評価図書を公開することは、**企業の社会的な価値の向上**にもつながり得るのではないかと。
- 環境影響評価図書の**情報を一元的に管理・分析**していくためには、**環境影響評価情報センターのような機関を設立**することも考えられるのではないかと。
- 地方公共団体の職員、事業者、国民、NGO等が、**自由に環境影響評価図書を閲覧**することができ、各人がそれぞれの目的に応じ、**効果的に図書を活用**できる仕組みを構築していくことが重要。
- 事業者によって作成される図書の中には、専門用語が多く一般の方にとって難解なものや、必ずしも科学的とは言えないものが含まれている。環境影響評価の受付中や、その後の継続公開中において、図書を通じて関係者との**適切なコミュニケーション**が促進されるよう、**科学的かつ分かりやすい図書**の作成の推進に資する取組が必要ではないかと。

論点3－2．戦略的環境影響評価

- 戦略的環境影響評価については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を始めとした**ゾーニング、土地利用計画等と、環境影響評価法の連携を強化**することにより、その実現を目指していくことが重要。
- 早期の効果的な環境配慮の確保や、地域における適切なコミュニケーションを推進していくために、戦略的環境影響評価の実現に向けた**検討は、継続して進めてもらいたい**。
- 戦略的環境影響評価の実現に当たっては、
 - ・ **環境・社会・経済への影響を統合的に評価**していく視点が重要。
 - ・ **地域の環境情報の基盤整備の充実化**を図っていくことも必要。
- **地球温暖化対策、生物多様性保全、循環型社会の推進等の基本計画**や、**地域ごとの基本計画等の策定**に当たり、**アセスメントの考え方を取り入れていく**という選択肢もあるのではないかと。

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（8／9）



3. その他の現行制度の課題への対応

論点3－3．累積的環境影響

- 累積的環境影響を適切に評価していくためには、環境影響評価法のみで対応することは難しいため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を始めとした**ゾーニング制度等との連携を強化**していくことが重要ではないか。
- 累積的な環境影響評価を実施していくための**技術的な考え方の検討**を進めていくことが必要ではないか。
- **同一地域における複数事業者**による環境影響評価手続の実施を回避していくための**具体的な方策の検討**が必要ではないか。

論点3－4．スコーピングの強化による環境影響評価の合理化

- 現在、風力発電において実施されている環境影響評価では、事業の実施によって直接的な環境影響が懸念されない項目についても、調査対象とされている場合がある。こうした項目については、**積極的に合理化**を図っていくべき。
- **第二種事業**については、**簡易な環境影響評価**の実施を通し、**効果的にスコーピングを機能**させることができるのではないか。
- これまでに**蓄積された知見を有効に活用**し、環境影響評価項目の合理化を図っていくべき。
- 報告書を始めとする環境影響評価**図書の継続公開**は、スコーピングに係る**技術的な考え方の周知にも資する**のではないか。
- 最新の知見等に基づき、既存の**風力発電に係るリプレースの合理化ガイドラインを更新**していくことも必要ではないか。
- 環境影響の不確実性が大きい項目は、事前の調査対象とせず、事後調査等の実施対象と整理し、事業の実施後、実際に影響が確認された場合には、**順応的に追加的な環境保全措置**を講じていくことが合理的ではないか。

論点3－5．環境影響評価法における新たな対象事業に関する検討

- **CCS事業**については、事業法による規制的措置や合意形成手続に加え、環境影響評価法の**対象とする必要があるか否かに関する検討**を進めていくべき。あわせて、既に環境影響評価法の対象となっている**発電所に二酸化炭素の分離・回収設備が導入される場合の取扱い**についても、考え方の整理を進めていくことが必要ではないか。
- 今後、将来的には、海洋における新たな海底資源の採掘事業等の大規模な新規事業の実施が見込まれる。こうした新規事業の実施に当たっては、環境影響評価法の対象とすべきか否かについて迅速に検討が実施できるよう、あらかじめ**事業の動向を注視し、科学的知見の収集**を図っていくことが必要ではないか。
- 放射性廃棄物処分場の建設事業については、環境影響評価法の対象とすべきか否かについて、直ちに検討が必要となるタイミングではないと考えられるものの、将来的には検討が必要になる点に留意してほしい。

環境影響評価制度小委員会（第10回）及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（第6回）における委員意見の概要（9／9）



3. その他の現行制度の課題への対応

論点3－6．手続途中段階の風車の機種変更

- 陸上風力発電では、使用できる風車の出力や機種が限られてきているため、**風車の機種の変更が想定される場合には、あらかじめ複数のシナリオを設定**し、環境影響評価を実施することは可能であると考えられる。事務局が提示した対応方針に賛同する。
- 環境影響評価手続の途中で風車の機種・配置が変更となった場合には、**手続の再実施が必要**になるのではないかと。なお、手続が再実施になった場合には、**事業者の負担が大きくならないよう、合理的な形で**手続を進めていくことが望ましい。

論点3－7．環境影響評価に係る技術の向上

- ネイチャーポジティブの実現に資する環境影響評価がなされるよう、**生態系への影響評価に係る技術的な手法や考え方、生物多様性オフセットに関する動向等**について、情報の整理等を進めていくことが重要。
- 持続可能性の観点から、**ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー等を考慮した環境影響評価**を推進していくことが重要ではないか。
- 今後も環境影響評価制度を円滑に運用していくためには、環境影響評価に係る**技術的な人材を育成**していくことが重要ではないか。
- 地方公共団体が円滑に環境影響評価の審査を進められるよう、**国から各分野の専門家リストを情報提供**してもらいたい。
- 昨今、気候変動による様々な影響が懸念されることも踏まえ、環境影響評価において、**気候変動への適応をどのように考慮していくかについて、技術的な検討**の実施が必要ではないか。

論点3－8．迅速な災害復旧・復興と環境配慮の確保の両立

- 東日本大震災の発災時に講じられた特定環境影響評価手続については、今後の**大規模災害の発災に備え、恒久化に向けた検討**を進めていくことが望ましい。
- 迅速な災害復旧・復興と環境配慮の確保の両立を図っていく観点からは、実際に災害が発生する前に、**あらかじめ災害復旧事業等に係る環境影響評価を可能な限り実施しておくことが有効**ではないか。

その他

- 今後も、**継続的に答申のフォローアップ**を行い、今般の審議で結論を出せない課題については、引き続き検討を進めてほしい。
- 地域との適切なコミュニケーションを促進する観点から、**法において公聴会の開催を位置付ける必要があるか否かについて、検討**を進めていくことが望ましいのではないかと。
- 環境影響評価法においては、事業の実施に当たり、環境配慮に係る実効性を担保する観点から、他の法律に基づく事業の許認可等が行われる際、環境影響評価書の内容に基づく審査が行われる仕組みが設けられている。**行政機関は、事業の許認可等を行った際には、環境影響評価書の内容をどのように考慮したかを公表する仕組み**を設けるべき。